平成２９年（フ）第４０５号
栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目16番１号　ジョイビレッヂ102号室、前住所群馬県前橋市総社町植野529番地13　サンリット総社Ａ―102号
債務者　野澤百合江
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４０６号
栃木県宇都宮市中今泉２丁目14番11号　シンフォニックガーデン宇都宮205号室
債務者　柴田寿美代
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４０９号
栃木県宇都宮市泉が丘２丁目４番24号　ハイム泉が丘202号
債務者　萩原　　智
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４１０号
栃木県宇都宮市若松原２丁目10番31号
債務者　荒川　貴子
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３２８号
岡山市中区四御神836番地　市営住宅Ｃ509―29
債務者　福島　愼和
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月21日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２９年（フ）第８０号
千葉県船橋市栄町１丁目13番３号
破産者　長尾　成敏
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２１６号
千葉県八千代市高津850番地18　グランパーク八千代台204号、開始決定時の住所千葉県八千代市大学町４丁目５番12号
破産者　来島　　廣
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４号
名古屋市瑞穂区苗代町24番13号
破産者　株式会社錦成
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１１号
松江市学園１丁目16番26―501号　コーポセンチュリー
破産者　藤原　和彦
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５３号
島根県出雲市大社町北荒木165番地３
破産者　有限会社伊清住建
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１２３号
北海道士別市大通北９丁目137番地４
破産者　クリエイトコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７９２号
京都市上京区寺之内通千本東入２丁目新猪熊東町350番地
破産者　京都繊維機器株式会社
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２３８号
京都府久世郡久御山町市田新珠城166―１
破産者　株式会社阿閉製作所
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
長崎県長崎市新大工町５番28号
破産者　有限会社ブルマン
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３号
札幌市清田区平岡２条２丁目４番13号
破産者　丸美建商株式会社
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５７２号
（最後の住所）北海道伊達市元町39番地１
破産者　亡菊谷達夫相続財産
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４８号
群馬県高崎市吉井町矢田665番地１
破産者　有限会社小山田製作所
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第７号
北海道浦河郡浦河町堺町西５丁目10番９号、開始決定時の住所北海道浦河郡浦河町築地３丁目６番３号
破産者　亡小野隆二相続財産
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所浦河支部破産係